

プライベートライン 契約約款

第一条 総則

プライベートライン(以下弊社)は、逆転送、FAX転送、発着信、私書箱サービス(以下弊社サービス)の利用契約約款を定め、これに基づき、弊社サービスを提供致します。なお、現金書留を内容とする郵便物や、金融機関からの郵便物であって、外観から預貯金通帳や預貯金の引き出し用のカードが入っている可能性のある郵便物は受取らないものとします。利用規約、弊社サービス内容、料金は、契約者の了承を得ることなく利用規約を変更することがあり又、弊社契約者は、これを承諾することとします。

第二条 利用契約

弊社の提供する、弊社サービス利用に関する契約は1ヶ月単位とし、契約者が弊社に対し、弊社の指定する方法にて途中解約・解約通知をしない限り、自動継続するものとします。最低ご利用期間は、3ヶ月とさせていただきます。

第三条 利用申込

弊社が別途定める契約申込書・利用契約書に必要事項を記載し、弊社に提出して頂きます。本人確認を必要とする契約は法定手順とし本人確認対象外の契約の場合は、ガイドライン等に準ずるものとします。又、非本人確認の場合、私書箱明記以外の郵送物は受取らないものとします。

第四条 利用契約の成立

利用契約は、利用申込に対し、弊社が指定した身分証明書を提出していただきます。また、利用申込事項に(連絡先、住所、メールアドレス等)変更が生じた場合は、速やかに弊社までご連絡をお願いいたします。なお、変更の申し出は契約者ご本人様のみ可能とさせていただきます。ご連絡がない場合、これに伴う利用者の不利益について当社は一切責任を負わないものとします。

第五条 申込の拒絶

弊社は、下記いずれかに該当する場合、弊社サービスの利用申込を承諾しないか、あるいは承諾後であっても承諾を取り消す場合があります。

- ・第三者へご迷惑をかける行為・犯罪行為・違法行為に弊社サービスを利用される方。または、その恐れがある方
- ・素行不良・言動横暴な方
- ・利用代金が未納な方
- ・その他弊社が不適格と判断した場合
- ・申込時の内容に虚偽等があった場合

第六条 通信利用の制限

- ・弊社は天変地異、その他の非常事態が発生または発生の恐れがある時は公共の利益のために、非常時における緊急に要する通信を最優先に取り扱うため、弊社サービスの提供を制限、または中止することがあります。
- ・弊社は、夏期休暇及び年末年始休暇等をいただいております。

第七条 サービスの中止

弊社は、下記のいずれかに該当する場合、弊社サービスの提供を中止することがあります。

- ・弊社の通信設備の保守上または工事上やむ得ないとき
- ・弊社の通信設備にやむ得ない障害が発生したとき

第八条 サービスの停止

弊社は、契約者が下記いずれかに該当する場合、契約期間中であっても、サービスの提供を停止することがあります。

- ・業務料金等、支払期日を経過しても支払いの確認が取れないとき
- ・契約申込にあたり虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- ・公序良俗に反する態様においてサービスを利用したとき
- ・虚偽の会社の在籍確認や不法な借入申込のため、弊社サービスを利用したとき、サービスを終了し一切の返金には応じません。

※本サービス利用中に違法行為が発覚した場合には即時に本サービスを停止するものとします。

第九条 契約の解除

- ・契約者は弊社の指定する方法をもって、途中解約・解約の旨を通知することにより、サービスの契約を解除することができる。3ヶ月以内での解約に限り、解約時に1回線につき1万円の電話工事料を頂戴致します。
- ・解約の受付は月を単位として、翌月の開始日の1ヶ月前までに解約通知を弊社が受領した場合は、翌月の開始

日をもって契約解除されるものとします。通知が遅れた場合、翌々月の開始日に解約となり、その間の業務料金は請求させていただきます。

・途中解約時のご契約金の清算には応じられません。前払い通話料については精算解約後返金致します。ただしNTTの都合により返金が2,3ヶ月お時間掛かる場合があります。

【強制解除】

原則として弊社はサービスのご利用内容に関しては一切関知しませんが、違法・迷惑行為を目的とするご利用は禁止いたします。尚、サービス期間中に発覚した場合は発覚次第サービスを強制解除させていただきます。また、必要に応じて警察に通報させていただきます。また、弊社は契約者が以下に定める行為を行った場合、本契約を直ちに解除できるものとし、一度解除された場合、再契約することはできません。契約者は以下の内容に承諾するものとします。

第十条 契約者の支払い義務とその方法について

- ・弊社サービスの料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、弊社が指定する方法により、その料金等を支払うものとします。
- ・料金の支払い義務は、利用契約が成立し、サービスが開始された日より発生します。月単位とし、契約が解消されるまで続きます。
- ・第六条(サービスの中止・停止)の規定によりサービスの提供が停止された場合、既に支払済み料金の払い戻しは行わないものとする。
- ・弊社サービスの料金等は弊社が定める支払方法に基づき、契約者宛に弊社より請求書を発行いたします。

第十一条 割増金

- ・契約者は、サービス料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、弊社が指定する期日までに支払うものとします。

第十二条 遅延損害金

- ・契約者は、サービスの料金等または、割増金の支払いについて、支払期日を経過してもお支払いがなされない場合には支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5%の額を遅延損害金として弊社が指定する期日までに支払うものとします。

第十三条 免責

- ・弊社は、契約者がサービスの利用に関して被った損害については、法律上の責任を問わず、賠償の責任を負いません。
- ・契約者間または契約者の個々の紛争について弊社は一切関与しません。
- ・弊社は、不可抗力・メンテナンス・天災・火災・地震・停電・通信障害・盗難等によって発生した全ての損害に関して一切の責任を負わないものとします。また、損害賠償についても一切の責任を負わないものとします。

第十四条 休業及び廃業

弊社は当業務の遂行が困難になった場合その期間、業務を休業もしくは廃業する事ができるものとします。また、休業及び廃業に関して被った損害についての賠償責任を負わないものとします。

第十五条 損害賠償

弊社は、契約者が当規約に反した行為、不正もしくは違法な行為によって、弊社に損害を与えた場合、弊社は契約者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

第十六条 準拠法と管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とします。

弊社サービスの利用に関して、弊社と契約者間に係争が発生し訴訟により解決する必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第十七条 個人情報等の取り扱いに関して

個人情報等の取り扱いに関しては別紙にてご案内しております。